

笑顔で安心して暮らせるまちづくりフォーラムを開催します！

小川町は、約3人に1人が高齢者であり、住民同士で助け合う地域づくりが必要となっています。住み慣れた町でいつまでも安心した暮らしができるように、皆さんで地域づくりについて考えてみませんか。

日時 3月16日(土) 午後1時30分～4時10分(受付：午後1時～)

場所 パトリアおがわ 生きがいホール

内容 第1部 基調講演 (公財) さわやか福祉財団 理事長 清水 肇子^{けいこ}氏
第2部 パネルディスカッション (地域で活動されている団体による発表)

費用 無料 **定員** 250人(先着)

申込み・問合せ 長生き支援課(高齢福祉担当)

小川町社会福祉協議会 ☎74-3461

※3月6日(水)までにパトリアおがわ窓口または電話でお申込みください。



「もの忘れ相談」認知症は早期発見・早期治療が大切です！！

町では、認知症サポート医による相談を行っています。家族だけで悩みを抱え込まないためにも、認知症状に関して心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

日時 3月13日(水) 午後2時～4時 ※相談1件につき約1時間

場所 パトリアおがわ **相談医** 認知症サポート医 宮崎香理先生

対象 町に住所があり、もの忘れ相談を必要とする方(認知症の受診をされている方、介護保険サービスをお使いの方は対象にならない場合があります) **費用** 無料

※予約制です(電話可)。予約時、簡単に状況をお聞かせください。 ※相談時には、職員が同席します。

申込み・問合せ 長生き支援課(高齢福祉担当)

小川町社会福祉協議会地域包括支援センター ☎74-3461



消費生活相談

相談日 : 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日等を除く)

場所 : 役場1階 消費生活センター ☎(内)353・354

「原野商法」の二次被害に注意しましょう

【事例1】 亡父が過去に原野商法で購入した山林を相続した。近隣の土地を購入希望で、周辺の土地もまとめて買い取りたい人がいると不動産業者から電話があった。自宅に訪問を受けて、所有している山林を700万円で買い取るのと申し出だった。ただし、税金がかからないようにするために、一旦私が70万円支払うよう言われた。クーリング・オフ制度もあるので安心だと説明されたが、何故70万円支払うのか理解できないし、700万円の価値のある土地とは思えない。大丈夫だろうか。

【事例2】 過去に原野商法で購入した山林を買い取りたいと不動産業者から電話があり、業者に会って話を聞き売却することにした。売買契約を交わすに際して、別の遠方の土地を担保にするからと契約書に署名を求められた。よく分からなかったが山林が売れるならと署名した。また税金対策と言われ50万円を支払った。帰宅して契約書を確認すると所有する山林を売却し、新たに遠方の山林を購入したになっていた。契約内容が聞いていたこととは異なる。解約したい。

過去に原野商法(原野や山林などの価値のない土地を、必ず地価が上がるなどと巧みにだまして売りつける商法)で購入した消費者に対して、処分困っている土地を買い取ると電話や自宅を訪問しての勧誘を行う業者がいます。買い取りに応じると、売却額より高い値段の新たな土地(やはり原野)を購入させる契約になっていたり、測量代や手続費用、節税対策と称して代金を請求されることがあります。一旦お金を支払った場合、取り戻すことは非常に困難です。

このように、過去に原野商法で購入した土地に起因する二次被害で、高齢者が被害にあうケースが目立ちます。

【消費者へのアドバイス】

- ①「土地を買い取る」と言われても、元々価値のない土地を高額で売却することは難しく、また別の土地との交換契約の場合もあるので注意しましょう。
- ②宅地建物取引業の免許があっても、悪質な勧誘を行う不動産業者もあるので、安易に信用しないようにしましょう。
- ③「税金対策のため」などと言われても、根拠がはっきりしない請求には、お金を払わず毅然と対応しましょう。おかしいと感じたり、トラブルにあったら消費生活センターに相談してください。全国共通の電話番号である「188番(いやや)」へかければつながります。

春の全国火災予防運動
3月1日(金)～7日(木)
備えよう！住宅用火災警報器
全国統一防火標語
「忘れてない サイフにスマホに 火の確認」

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

問合せ 比企広域消防本部 予防課
☎231-2268

防火ポスターを展示します

町内小学4年生の入選作品です！
期間 3月1日(金)～7日(木)

開館時間 開館時間内

場所 パトリアおがわ 1階展示ホール
問合せ 小川消防署 消防課
☎721-3565

①普通救命講習会 I ②普通救命講習会 I (e-ラーニング専用講習) 開催

大切な人の命を守るために、心肺蘇生、AEDの使用方法を習得してみませんか。家族、友人、お知り合いの方とぜひ、参加してください。

日時 ①2月24日(日) ②3月9日(土)

①午前8時50分～午後0時30分 ②午前8時50分～11時30分

場所 ①小川消防署 ②嵐山分署

対象 ①中学生以上 ②中学生以上(事前にインターネットを利用したe-ラーニングの受講が必須)

詳細はお問合せください。

定員 30人 **内容** ①②主に成人に対する心肺蘇生法、AED使用方法、各種応急手当

費用 ①②無料 **申込み** 最寄りの消防署、分署へ

問合せ ①小川消防署 ☎72-3565 ②嵐山分署 ☎62-3890

詳しくは比企広域消防本部HPへ <http://www.hiki-saitama.jp/119/>



QRコード

甲種防火管理新規講習会

消防法に定める防火管理者の資格を取得するための講習会を開催します。

期日 2月20日(水)・21日(木)の2日間

場所 比企広域消防本部 講堂(東松山市上野本1300-1)

費用 3,650円

資格 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的な地位にある方(管内在住・在勤者優先)

定員 80人(先着)

申込み 2月12日(火)～15日(金) 午前8時30分～午後5時 費用(受講費)を添えて消防本部予防課または小川消防署消防課へ

*比企広域消防本部HPもご覧ください。

問合せ 比企広域消防本部 予防課 ☎23-2268